

「国民健康保険税の適正化について」 概要説明

1. 背景・現状

- (1) 平成 30 年度から、国民健康保険の財政運営主体が市区町村から都道府県に変更
- (2) 市区町村は東京都から示された「国民健康保険事業費納付金」を支払う仕組みへ変更
- (3) 納付金を支払うことにより医療費に係る費用全額が東京都から交付される
- (4) 納付金を支払うための主な財源は保険税

2. 標準保険料率について

- (1) 東京都が毎年「標準保険料率」を提示
- (2) 標準保険料率の算定根拠
各自治体の被保険者数、所得、医療費、収納率等
- (3) 国民健康保険事業を健全に運営するための税率の指標

3. 羽村市の課題

- (1) 現行税率と標準保険料率が大きく乖離
- (2) 保険税だけでは納付金の支払いに不足が発生
- (3) 現在は一般会計からの繰入で不足分を補填

4. 今後の目標と方針

(1) 東京都の方針

令和 18 年度に都内全域の保険料率を統一

(2) 羽村市の目標

令和 16 年度に赤字繰入の解消

- ・一般会計からの繰入をなくし、保険税・補助金のみで納付金を支払える体制を構築
- ・被保険者の負担に配慮し、段階的に標準保険料率に接近

5. 改定スケジュール

(1) 改定頻度

「国保財政健全化計画」に基づき 2 年に一度、定期的に税率改定を実施

(2) 必要な改定回数

令和16年度までにあと5回

(3) 前提条件

令和8年度の標準保険料率が令和16年度まで続くと仮定して
改定率を算出

6. 標準保険料率の提示スケジュール

(1) 仮提示：11月中旬

(2) 確定値を提示：1月中旬

7. 本日の審議事項

令和8年度の仮の標準保険料率に基づき算出された改定率に基づき、令和8年度税率改定事務局案についての検討

※令和8年度から賦課徴収が開始となる子ども分含む